

AI カメラ付 LED 看板の設置および城下町エリアの交通誘導等業務
プロポーザル実施要項

1. 趣旨

AI カメラ付 LED 看板の設置および城下町エリアの交通誘導等業務の受託者を選定するにあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2. 概要

(1) 委託業務名

AI カメラ付可搬式 LED 板設置および城下町エリアの交通誘導等業務

(2) 履行期間

AI カメラ付可搬式 LED 板設置および城下町エリアの交通誘導等業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)
「3. 履行期間」のとおり。

(3) 業務内容

仕様書「4. 業務内容等」のとおり。

(4) 提案上限額

提案上限額は「当初計画に基づく全体額」と「交通誘導業務 増減単価」の2種類を記載することとし、それぞれ以下のとおりとする。

当初計画に基づく全体額 金 66,000,000 円 (税込)

交通誘導業務 増減単価 金 39,600 円 (税込)

また、提案上限金額は「見積を要する費用と業務ごとの提案上限額」を参照すること。
また、「当初計画に基づく全体額」にかかる提案上限額に含む費用は下記「(5) 見積金額の算出について【見積条件】」の項目①、②、③に係る費用の合計金額とし、「交通誘導業務 増減単価」にかかる提案上限額に含む費用は④に係る費用とする。

(5) 見積金額の算出について

下記の【見積条件】にそって項目 (①～④) ごとに見積金額を算出すること。

【見積条件】

①AI カメラ付可搬式 LED 板設置・運用・データ解析作業に必要な経費

…仕様書「4. 業務内容等 (1) AI カメラ付可搬式 LED 板設置・運用・データ解析作業」に要するすべてを含む金額とすること。また、設置、運用、データ解析に加え、設置許可申請等の代行に係る費用も計上すること。なお、設置許可申請等の代行にかかる費用については、別記すること。

②交通誘導業務に必要な経費

…仕様書「4. 業務内容等 (2) 交通誘導業務」に要する経費のすべてを含む金額とすること。なお、警備員の随時配置場所、配置人数、配置日数等は、仕様書「4. 業務内容等 (2) 交通誘導業務 (イ) 警備員の配置に関する運用について」に示す

「当初計画」(以下「当初計画」という。)に基づいて計上すること。また、この費用には、警備員の配置に必要な人件費、交通費、保険料、諸経費など、交通誘導業務の実施に要するすべての費用を含むものとする。

③看板置き換え・横断幕付替え業務

…仕様書「4. 業務内容等(3)看板置き換え・横断幕付替え業務」に要する経費のすべてを計上すること。また、置き換え・付け替え費用、保管費用に加え、設置許可申請等の代行に係る費用も計上すること。なお、設置許可申請等の代行にかかる費用については、別記すること。

④交通誘導業務(増減単価)

…警備員の配置について、業務量変更時の単価(増減単価)を、警備員1人・1日あたりの単価で算出すること。この費用には、警備員の配置に必要な人件費、交通費、保険料、諸経費など、交通誘導業務の実施に要するすべての費用を含むものとする。

特に、仕様書「4. 業務内容等①交通警備計画の策定(ウ)警備員の配置に関する運用について」に示す「当初計画」(以下「当初計画」という。)に加え、当市が示す調査報告および実際の交通状況により警備員配置に変更が生じる可能性に留意し、これにより生じる増減額を警備員1人1日あたりの単価(以下「増減単価」という。)について示すこと。

(2)当初計画から業務量に増減が生じた場合は、変更数量に増減単価を乗じた額を基本額に加算又は減算して精算するものとする。

ただし、増減に伴う増額分については、1,650,000円(税込)を上限とする予定であり、契約締結時に確定するものとする。

提案上限額	税抜金額(円)	税込金額(円)
当初計画に基づく全体額	60,000,000	66,000,000
交通誘導業務 増減単価	36,000	39,600

※表中の税込金額は、消費税額及び地方消費税額を含むものである。

※上記提案上限金額は、提案する際の上限額であり、契約時の予定価格となるものではない。

3. 業者選定方式

公募型プロポーザル方式(書面審査)

4. 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1)法人格を有すること。

(2)過去に国または地方公共団体等と本事業と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税等の滞納のない者であること。
- (5) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者であること。
- ① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。
 - ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。
 - ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。
 - ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
 - ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。

5. スケジュール

ホームページへの掲載	令和 8 年 4 月 2 7 日（月）
質問事項受付開始・参加申込書開始	4 月 2 7 日（月）
質問事項受付期限・参加申込書提出期限	5 月 1 1 日（月） 1 7 時まで
質問事項の回答日	5 月 1 2 日（火）（予定）
（質問内容により上記日程より前に HP に公開することがあります）	
企画提案書の提出受付開始	5 月 1 2 日（火）
企画提案書の提出受付期限	5 月 1 9 日（火） 1 7 時まで
企画提案審査	5 月 2 1 日（木）
選考結果発表	5 月 2 2 日（金）（予定）

6. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

- ・質問方法：下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

- ・電子メールアドレス： kankou@city.yamatokoriyama.lg.jp
 - ・電子メールの件名： AI カメラ付 LED 看板の設置および城下町エリアの交通誘導等業務プロポーザルに関する質問
 - ・質問受付期間：令和8年4月27日（月）～5月11日（月）17時まで
- ※【様式1】質問書 必ず事業者名を明記のこと。
※質問の内容について、電話で確認することがある。
※質問は企画提案書の提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、電話及び直接来庁による質問には応じない。

(2) 質問の回答

質問への回答は、令和8年5月12日（火）に、大和郡山市ホームページに掲載する予定。ただし質問内容により、上記日程より前にHPに公開することがある。

7. 参加申込書について

参加者は、次のとおり参加申込書を作成し、持参あるいは郵送により提出すること。なお、期限までに参加申込書を提出しない者又は参加資格要件に該当しない者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ①【様式2】参加申込書
- ②【様式3】会社概要書
- ③【様式4】暴力団に関与ない旨等の誓約書兼承諾書
- ④法人登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。）
- ⑤国税（法人税及び消費税）及び市税に係る納税証明書（滞納及び未納がないことが確認できるもので、本書提出前1か月以内に発行されたもの）

※市税については、大和郡山市に本社又は営業所がある場合のみ。

※大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合、上記③～⑤については提出を省略できる。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期間 令和8年4月27日（月）～5月11日（月）17時

(4) 提出方法

持参（平日の8時30分から17時までとする。）又は郵送（簡易書留、レターパック等、到達が確認できる方法に限る。）により、提出期限までに必着のこと。

(5) 提出場所

〒639-1198 大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市産業振興部地域振興課

8. 企画提案書及び見積書等の提出について

仕様書の目的や趣旨を踏まえ、具体的な考え方や業務方法等を取りまとめ、企画提案書を

作成し、持参または郵送により提出すること。なお、期限までに以下の提出書類を提出しない者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

①【様式5】企画提案書表紙

②【任意様式】企画提案書

ア 作成上の留意事項

- ・様式は問わない。文章の補充のために、写真、イラスト、図表等を用いることも可とする。
- ・様式の規格は、日本工業規格によるA4判を用い、10.5ポイント以上のフォントを用いる。ただし、A4判によりがたい場合は、A3判の用紙を用いることも可とする。この場合は、見開きしやすいようA4判と同じ大きさに折り込むこと。
- ・片面カラー印刷とする。
- ・使用枚数は自由とする。
- ・左止めし、番号順にファイル等に綴じて提出する。

イ 記載内容

AIカメラ付LED看板の設置および城下町エリアの交通誘導等業務仕様書に基づき、以下の項目について作成すること。なお、本審査は書類審査のため、企画提案書の作成にあたっては、抽象的な記載を避け、具体的な人数、配置時間帯、運用方法、判断基準等を明記すること。

なお、具体性を欠く記載については評価対象としない。

- ・仕様書に沿った企画提案を具体的に示すこと。
- ・提案にあたっては、提案者の強みを活かした効果的な業務計画等を示すこと。
- ・提案について、提案者の考え、効果的と考える根拠とともに、実施方法及び実施スケジュールを具体的に示すこと。

③体制及び実績にかかる書類（以下のア～エ）

ア【様式6】業務実施体制及び担当者等の経歴

イ【任意様式】業務実施体制（詳細）

- ・業務内容が的確に遂行されるための人員と組織の体制を示すこと。
- ・予定する体制、人員、役割分担及び各分担間の連携について具体的に記載すること。また、予定する責任者（当市との連絡窓口となる者とする。）及び担当者を明確に記載することとし、それぞれの者の実施業務について記載すること。
- ・緊急時の対応、体制について、土日祝日、夜間を含めた連絡体制を記載すること。
- ・緊急時は30分以内に対応可能な体制であることが判断できるよう、営業所所在地、配置予定拠点等を明示すること。

ウ【様式7】同種・類似業務の実績

- ・過去5年間に行った本業務と同種・類似の種類及び規模の実績について記載すること。

エ【様式8】再委託調書※再委託する場合のみ

④【様式9】見積書

- ・見積書には、本実施要領で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用（消費税及び地方消費税の額を含む）を、本業務の提案上限額を超えない範囲で記載するとともに、積算内訳書（任意様式）を添付すること。

※宛名は「大和郡山市長 上田清」宛とし、代表者印（大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合は登録届印）を押印すること。

（２）提出形式、提出部数

正本（印刷１部）、副本（印刷６部）

- ・ 正本は押印し、全ての提出書類をまとめて製本すること。なお、副本は押印不要とし、全ての提出書類をまとめてホッチキス止めすること。
- ・ 副本については、参加者を識別できないように提出者欄は記入しないこと。また、参加者を識別でき得る情報（社名・ロゴ・製品名等）を含んではならない。

（３）提出期間

令和８年５月１２日（火）～５月１９日（火）１７時

（４）提出方法

持参（平日の８時３０分から１７時までとする。）又は郵送（簡易書留、レターパック等、到達が認できる方法に限る。）により、提出期限までに必着のこと。

（５）提出場所

〒６３９－１１９８ 大和郡山市北郡山町２４８番地４

大和郡山市産業振興部地域振興課

（６）提出書類の取扱い

- ・ 企画提案は、１参加者につき１提案に限る。（複数提案は不可）
- ・ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ・ 提出された書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、参加者に返却しない。
- ・ 応募書類の作成に係る経費は、参加者の負担とする。

（７）提案に当たっての注意事項

- ・ 本募集に当たり、本要領を熟読するとともに、提案により参加者は本要領に同意したものとみなす。
- ・ 政治的、宗教的、商業的、反社会的な要素や、誹謗中傷、公序良俗に反する内容を含むものは審査の対象外とする。
- ・ 提案参加において、法令に抵触するあらゆる行為、第三者に物理的・精神的損害を与える行為、第三者の名誉を棄損する行為、第三者の権利を侵害するあらゆる行為及び公序良俗に反するあらゆる行為を禁止する。

９．評価の手続き及び契約候補者の選定方法

審査委員会による企画提案審査を実施する。参加事業者が１者の場合も審査を行う。

（１）企画提案審査実施方法、審査・選定方式、契約候補者の特定

《審査実施方法》

受注候補者の選定にあたっては、提出された企画提案書等の書類に基づき審査を行うものとする。なお、本業務は長期にわたる交通警備業務であり、迅速な業務着手及び確実な実施体制の確保を重視することから、プレゼンテーションは実施せず、書類審査により評価を行うものとする。開催日は令和8年5月21日（木）とする。

《審査・選定方式、契約候補者の特定》

- ①選定委員会において、参加者の企画提案や実施能力等を、提出書類をもとに下記（４）評価基準により総合的に判断する。書類審査における評価点と各委員の評価点合計を合算し、最も高い点数となった参加者を最優先交渉権者として契約締結に向けた手続を行う。契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の候補者と契約の交渉を行う。
- ②各委員の合算した評価点が同点だった場合は、評価基準の各得点を参考に委員の合議により優先者を決定する。
- ③各委員の持ち点を合算した値（満点）の5割を最低基準点とする。なお、それぞれの評価点の算出においては、小数点第2位までとする。小数点第3位以下を四捨五入する。参加者が1者の場合、審査会を実施し最低基準点に達していれば、当該参加者を最優先交渉権者として選定する。
- ④選定委員会は非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

（３）審査結果の通知

審査結果については、令和8年5月22日（金）までに参加者ごとに参加申込書に記載されたメールアドレスへ通知する。また、後日文書によっても個別に通知する。

（４）評価基準

評価は、表1に示す点数化方法により、表2に示す評価事区分、評価項目、評価ポイントに基づき、提案内容において具体的かつ優れた提案がなされているかについて審査する。

表1 点数化方法

下記のとおり点数化する。

区分	評価基準	点数化方法
A	非常に具体的で根拠が明確であり、計画の実現可能性が高く、非常に評価できる。	配点×1.00
B	概ね具体的で、実現性があり、十分評価できる。	配点×0.75
C	不足はあるが標準的であり、実施可能である。	配点×0.50
D	抽象的で根拠が不足し、あまり評価できない。	配点×0.25
E	実現性に疑義があり、評価できない。	配点×0.00

表2 企画提案審査の評価ポイント等

本業務は交通警備を中心とした現場運用型業務であることから、提案内容の独創性より

も、実施体制の確実性及び警備計画の実現性を重視して評価を行う。

評価項目	内容	評価ポイント	配点
業務理解	目的（交通円滑化・安全確保）や課題認識の的確性	本業務の目的（交通円滑化・安全確保）及び想定される課題を的確に把握しているか。	10点
警備計画の妥当性	配置人数・時間帯・根拠の具体性、現実性	配置人数・時間帯・配置根拠が具体的かつ現実的であるか。	15点
実施体制	責任者・人員構成・経験・資格の妥当性	業務遂行に十分な経験者が参加するか、資格は妥当か。	10点
緊急対応能力	渋滞・事故・苦情等への対応フローの具体性	事故・災害発生時の連絡、対応、解決に対する体制が整っているか。	10点
即応性・地元対応力	緊急時は30分以内に対応可能な体制	緊急時に即対応可能な体制が整えられているか。	10点
AIカメラ活用能力	データ取得→分析→改善の具体性	機材・設置場所・台数・日数について、現在あるいは将来の交通状況の改善を意識したものになっているか。	15点
改善提案力	継続的な見直し（PDCA）の仕組み・提案内容	状況変化やデータ分析を踏まえ、継続的な見直し・改善提案が具体的に示されているか。	10点
業務実績	類似業務の実績・信頼性	同種・類似業務の実績の有無により判断。	10点
価格	妥当性・バランス	過大あるいは過少な費用見積もりになっていないか。	10点
合 計			100点

（5）失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ②同一の者が2種類以上の提出書類を提出した場合
- ③提出書類に虚偽の記載をした場合
- ④見積金額が提案上限額を超えた場合
- ⑤提出書類に不備があり、補正が困難である場合

- ⑥審査の公正性を害する行為があった場合
- ⑦参加資格に違反している場合
- ⑧その他不正行為があった場合

10. 契約に関する基本事項

(1) 契約内容の調整

・最優先交渉権者と発注者が業務内容等の調整を行う。なお、特別な事情で契約の締結ができなくなった場合など最優先交渉権者と契約に係る調整が整わない場合は、次点者である優先交渉権者と交渉を行う。

・業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細な実施計画は、提案内容をもとに発注者と協議のうえ決定する。

(2) 見積書の提出

最優先交渉権者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出する。

(3) 契約の締結

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に準じて随意契約とする。

11. その他

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション、本業務に関するプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 契約締結後において予測できない事情により仕様の変更等が発生する場合は、両者が協議の上、契約変更等に対応するものとする。
- (3) やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届(任意様式)を提出すること。

12. 問い合わせ先(事務局)

〒639-1198

奈良県大和郡山市北郡山町248番地4

大和郡山市産業振興部地域振興課観光戦略室 担当：井岡

電話：0743-53-1151(内562)

電子メール：kankou@city.yamatokoriyama.lg.jp